

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成30年6月22日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 補助26号線沿道代沢・北沢地区地区計画等検討及び沿道街づくり懇談会開催支援業務委託

#### (2) 事業の目的

東京都市計画道路補助線街路第26号線(以下、「補助26号線」という。)は、品川区東大井一丁目から板橋区氷川町に至る延長約22.4kmの都市計画道路であり、補助26号線の整備により、「交通の円滑化と安全性の向上」、「地域の防災性の向上」、「快適な歩行空間と自転車走行空間の創出」などの効果が見込まれる。

区内を通る補助26号線は、「区部における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(平成28年3月)」(東京都)において、第三次事業化計画の優先整備路線に指定され、東北沢地区及び三宿地区の区間が事業中である。

また、世田谷区代沢一丁目から目黒区駒場四丁目を起終点とする延長約960mの区間(以下、「代沢・北沢区間」という。)における測量調査を実施している状況である。

世田谷区内を通る補助26号線(幅員20~33m、2車線)の代沢・北沢区間は、都市計画道路補助52号線から都市計画道路補助54号線を結び、第一種低層住居専用地域を主体とする低層住宅地を南北に縦断することから、今後、沿道の住宅環境が大きく変わろうとしている。

本業務は、代沢・北沢区間の都市計画道路整備を契機として、平成30年度から、これまでに形成されてきた低層住宅地の良好な環境を維持するとともに、調和のとれた新たな街並みを誘導していくことを目的に、地域住民とともに沿道街づくりに取り組んでいくものである。

#### (3) 対象範囲(別紙1参照)

- ・現況調査(土地利用現況調査等の分析)については、沿道30m及びその周辺地区(町丁目等)
- ・沿道街づくり懇談会の開催案内及び沿道街づくりニュースの配布対象者は、都市計画道路境界線の沿道30mのラインに掛かる敷地の居住者・地区外地権者

#### (4) 業務委託の内容

業務委託の内容については、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務とスケジュールであるが、住民合意形成を図りながら円滑に業務を進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

< 2018年度（平成30年度）委託概要 >

現況調査（土地利用現況調査等の分析）

現況調査等を踏まえた将来像、実現手法等の検討

模型製作（縮尺1 / 250程度）

沿道街づくり懇談会の開催支援（2回程度）

沿道街づくり懇談会出席者を対象としたアンケート調査の実施（2回程度）

沿道街づくり懇談会開催案内（1回程度）及び懇談会開催後に発行するニュース（1回程度）原稿作成、印刷、配布

東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）

< 2019年度委託概要 >

沿道街づくり懇談会、現況調査等を踏まえた将来像、実現手法等の検討

沿道街づくり懇談会の開催支援

沿道街づくり懇談会出席者を対象としたアンケート調査の実施

沿道街づくり懇談会開催後に発行するニュース原稿作成、印刷、配布

地区計画、地区街づくり計画、用途地域等変更に係る図書（たたき台）の作成

東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）

< 2020年度委託概要 >

沿道街づくり懇談会の開催支援

沿道街づくり懇談会出席者を対象としたアンケート調査の実施

沿道街づくり懇談会開催後に発行するニュース原稿作成、印刷、配布

地区計画（素案）、地区街づくり計画（素案・原案）説明会の開催案内及び支援  
地区計画、地区街づくり計画、用途地域等変更に係る図書（素案・原案）の作成

都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成

法定手続きに係る縦覧図書の作成、印刷、意見書の整理

東京都他関係機関との協議資料の作成（適宜）

< 2021年度委託概要 >

都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成

東京都協議資料及び図書の作成（適宜）

地区計画及び地区街づくり計画パンフレット版下原稿（A4サイズ8ページ程度）の作成、印刷、配布

(5) 履行期限

契約の日から2022年3月まで（単年度契約）

(6) 成果品

成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。

なお、各年度における成果品は、次のようなものを想定している。

< 2018年度（平成30年度）成果品概要 >

業務報告書（5部程度）

模型（縮尺1 / 250程度）

その他、区担当者から指示のあった資料

< 2019年度成果品概要 >

業務報告書（5部程度）

その他、区担当者から指示のあった資料

< 2020年度成果品概要 >

業務報告書（5部程度）

その他、区担当者から指示のあった資料

< 2021年度成果品概要 >

業務報告書（5部程度）

地区計画・地区街づくり計画パンフレット原稿データ及び印刷物

その他、区担当者から指示のあった資料

## 2. プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成25年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、住民参加（住民懇談会等の開催）を基本とした都市計画法等に基づく地区計画策定業務又は用途地域変更業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

## 3. 審査項目

第一次審査（書類審査）

- (1) 企業実績
- (2) 予定技術者実績
- (3) 特定テーマに対する提案
- (4) 資料作成能力
- (5) 業務実施体制
- (6) 工程計画

## 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑審査）

- (1) 専門性と技術力
- (2) 取り組み姿勢
- (3) コミュニケーション力
- (4) 住民参加の運営、企画力

## 4. 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：岡崎、北島、高安、小川）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8031 FAX：03（5478）8019

E-mail：[SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

窓口受付時間（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成30年6月22日（金）から平成30年7月5日（木）まで

2) 交付場所及び方法

上記（1）にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#)  
[街づくり](#) [北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成30年7月5日（木）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：郵送又は持参

### (4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成30年8月1日（水）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：郵送又は持参

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除
- (3) 契約書作成の要否は、要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無は、有